

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	マッコーリーキャピタル証券会社 日本における代表者 ピーター・アースキン・イードン-クラーク
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町4 - 1 ニューオータニガーデンコート
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年11月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	(株)コネクトホールディングス
証券コード	3647
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（マザーズ市場）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッコリー バンク リミテッド
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2000 シドニー マーティンプレイス 1
事務上の連絡先及び担当者名	マッコリーキャピタル証券会社 コンプライアンス部 藤原 由起江
電話番号	03-3512-7848

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年11月10日
訂正箇所	根拠条文、変更報告書提出事由並びに保有目的及び当該株券等に関する担保契約等重要な契約

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の26第2項第1号

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の26第2項第2号

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等の保有がなくなったため

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合の1%以上の減少

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(2)【保有目的】

純投資

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(2)【保有目的】

--

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

契約締結先：発行者 新株予約権の数量：合計59,750個(5,975,000株)

発行者は、契約によって定められた2年間の行使期間中におけるいずれかの日に本新株予約権を提出者に対して行使することを要請出来ます。しかしながら、その数量単位や行使頻度については一定の制限があります。更に、発行者は特定の条件下(例えば、発行者が非公表重要情報を有する場合など)では行使要請が出来ないことがあります。なお、発行者と提出者は、日本証券業協会規則等の定めるところに従って、権利行使の制限を行う旨の措置につき合意しております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--